

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部長寿推進課
委 託 業 務 番 号	令和4年度 長長第1082号
委 託 業 務 名 称	長浜市成年後見権利擁護センター事業
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	認知症や知的・精神しょうがい等により判断能力が十分でない人の権利が侵害されないよう成年後見等の制度及び事業を的確に利用できるよう相談等に応じ、また関連する情報を広く広報し、これらの人の権利を尊重し擁護すること、また権利の行使を援助することの仕組みづくりを進める。
履 行 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契 約 年 月 日	令和4年4月1日
契 約 額 ( 税 込 )	11,900,000円
契 約 の 相 手 方	[所在地又は住所] 長浜市湖北町速水2745番地 [商号又は名称] 社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	長浜市社会福祉協議会は、従前から市と密接な連携のもとで地域福祉の事業体として活動しており、その事業の中の一つである権利擁護・成年後見制度事業と成年後見権利擁護センター事業委託業務と協力し連携することで、相談機能・後見制度の基盤の拡充を図ることができるため。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b>（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>